

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（一般会計）

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分）

31,500千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

384,810千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	県(市)債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	医療費助成事業	31,200	12,180	0	0	2,939	16,081
	児童手当	67,000	56,590	0	0	1,609	8,801
	障害者自立支援事業	89,540	64,590	0	0	3,857	21,093
	子ども子育て支援事業	24,520	13,480	0	0	1,706	9,334
	小計	212,260	146,840	0	0	10,111	55,309
社会保険	国民健康保険事業(基盤安定繰入)	42,360	31,770	0	0	1,637	8,953
	後期高齢者医療広域連合負担金	30,800	0	0	0	4,761	26,039
	介護給付費繰入金	70,000	0	0	0	10,820	59,180
	介護保険地域支援事業繰入金	7,900	0	0	0	1,221	6,679
	小計	151,060	31,770	0	0	18,439	100,851
保健衛生	AKP48健診	3,000	0	0	0	464	2,536
	母子保健事業	8,370	1,940	0	460	923	5,047
	疾病予防対策事業	10,120	10	0	0	1,563	8,547
	小計	21,490	1,950	0	460	2,950	16,130
合計		384,810	180,560	0	460	31,500	172,290

※「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）である。

※「社会保険」とは、「保険的方法によって行う社会保障を行う制度の総称」であるが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などである。

※「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などである。